

久留米市公告 第138号

久留米市庁舎の電話交換機の更新及び賃貸借について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月23日

久留米市長 大久保 勉

1. 入札に付する事項

- (1) 入札番号 設-1
- (2) 件名 市庁舎電話交換機更新賃貸借
- (3) 仕様 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 施工場所 別紙「仕様書」のとおり
- (5) 契約期間 納期：契約の翌日から平成30年12月31日まで
賃貸借期間：平成31年1月1日から平成36年12月31日まで
地方自治法(長期継続契約)第234条の3による
- (6) 予定金額 月額 609,756円(うち消費税及び地方消費税の額 45,167円)

2. 入札参加資格

この入札に参加する者は、入札書の提出締切時点で、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、当該業務に係る久留米市長より競争参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格認定通知書を受けていることとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定により、指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が

- 著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (6) 国税（法人にあたっては法人税をいい、個人にあたっては所得税をいう）、道府県税及び都税（事業税をいう）、市町村税並びに賦課金等を滞納した実績がないこと。
 - (7) 入札参加資格の申請に際し、久留米市が求めた個別添付書類が提出済であること。
 - (8) 久留米市競争入札参加資格（物品）を有するもので、「通信機器」を第1希望で登録していること。
 - (9) 過去5年以内に官公庁工事にて「Discovery01」電話交換機の新規設置、更新、保守のいずれかを行った実績があること。

3. 受付及び入札説明書等の配布期間、方法

- (1) 配布期間 公告日から平成30年8月30日（木）まで。
- (2) 受付期間 公告日から平成30年8月30日（木）まで。
- (3) 取得場所 久留米市庁舎11階 都市建設部設備課
又は、久留米市ホームページからダウンロードしてください。
ダウンロード先は久留米市ホームページのトップページ市からのお知らせ/
市庁舎電話交換機更新賃貸借について
URL: <http://www.city.kurume.fukuoka.jp/index.html>

4. 暴力団等排除について

久留米市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は入札に参加することができない。

違反した場合、契約解除等の措置を行う。

5. 入札参加資格の確認等

- (1) 入札の参加希望者は、次に掲げる申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、

この入札に参加することはできない。

- ア 提出期間 平成30年8月23日(木)から平成30年8月31日(金)まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除く、9:00から17:00まで。
- イ 提出場所 「20.書類提出先、問い合わせ先」に同じ。
- ウ 提出方法 持参または郵送(「一般書留郵便」若しくは「簡易書留郵便」に限る)による。郵送の場合は、提出期限までに担当課に必着のこと。

(2) 提出書類は、次のとおりとする、

所定の競争入札参加資格審査申請書(別紙4)に、次に掲げる書類を添付して、提出するものとする。

- ア 過去5年以内の官公庁工事にて「Discovery01」電話交換機の新規設置、更新、保守のいずれかを行った実績があることを証する書類の写し。

(3) 申請書類に基づく審査結果は、平成30年9月7日(金)までに競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。 郵送通知(電子メール併用)

(4) その他

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書等は、返却しない。
- エ 提出期限後における申請書等の差替え又は再提出は認めない。

6. 仕様書等に対する質問

- (1) 質問期間 平成30年8月23日(木) 8:30から、
平成30年8月30日(木)17:00まで。
- (2) 質問方法 質問事項を指定の質問書(別紙6)に記入のうえ、下記メールアドレスに送付すること。
久留米市都市建設部設備課：setsubi@city.kurume.fukuoka.jp
- (3) 質問回答 平成30年9月7日(金)17:00までに質問者へメールで回答。ただし質問内容によっては、久留米市ホームページ(設備課)にて回答する。

7. 入札説明会 実施しない

8. 開札日時及び場所

平成30年9月14日(金) 10:00 久留米市庁舎 11階 会議室

9. 入札に関する事項

- (1) 郵便による入札とする。
- (2) 入札に参加をする場合は、久留米市長より競争参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格認定通知書を受けた者が、入札書等提出締切日時内に入札書等を指定の場所へ一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により郵送すること。

ア 入札書等提出締切：平成30年9月12日(水) (必着)

イ 指定場所：〒830-8799

久留米郵便局留

久留米市役所総務部契約課

- (3) 郵送する際の封筒は、入札書を長形3号サイズの封筒に封入し、上記の締切日時までに指定場所へ郵送すること。

また、封筒の表面には、入札番号、入札書在中(赤字)と記入し、裏面には、差出人の住所、商号又は名称、代表者名及び連絡先電話番号を記入すること。(封筒記入例参照)

- (4) 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(税抜き金額を入札書に記載すること。)

- (5) 入札書の日付は、作成日を記入すること。
- (6) 入札者は、リース料金及び保守に係る経費の一切の諸経費を含めた契約金額を見積もらなければならない。
- (7) 入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。ただし、入札書の提出締め切り前であれば入札書の引き取り及び再提出ができる。
- (8) 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。
- (9) 入札回数は、1回とする。
- (10) 競争入札参加資格確認結果通知書を受領した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、入札の前日17:00分までに入札辞退届(別紙5)を「20.書類提出先、問い合わせ先」の場所に提出すること。

10. 開札の立会

- (1) 開札の立会は、応札者であれば立会うことができる。(ただし、1業者1名)

- (2) 立会いを希望するものは、入札日前日までに「20. 書類提出先、問い合わせ先」に連絡すること。
- (3) 立会い者が2名未満の場合、当該入札事務に関係の無い職員を立ち合わせる。
(最低立会い者を2名とする)

1 1. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) この業務の競争入札に参加するために必要な資格のない者の入札
- (2) 2以上の入札書による入札。
- (3) 入札金額が訂正されている入札書による入札。
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札。
- (5) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札。
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札。
- (7) その他入札に関する条件に違反したと認められる者の入札。

なお、久留米市長より競争参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格認定通知書の確認を受けた者であっても、開札の時に「2. 入札参加資格」に掲げる入札参加資格のない者が行った入札は、上記(1)に該当する。

1 2. 落札者の決定

- (1) 定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 当該落札候補者が事後審査の結果、条件を満たしていないと認められた場合は、当該入札の次順位者の審査を行うものとする。以降、同じ。

1 3. 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を「10. 入札に関する事項」の(2)に記載する入札書等提出締切日までに納付しなければならない。ただし、

次のア、又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、国（公団等を含む。）及び地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

1 4. 契約書の提出

落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格者資格を有しなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

落札者は、契約書に記名押印し、落札の翌日から6日以内にこれを久留米市長に提出しなければならない。

（1）落札者は、契約書に仕様書を袋とじたものを2部作成する。

（2）「契約書」は、市、契約の相手方各1部を所持する。

1 5. 前払い金

本契約においては、前払い金の支払いは行わない。

1 6. 異議の申し立て

入札した者は、入札後、公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 7. その他

（1）現場説明会は、開催しない。

（2）申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

（3）提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。

（4）提出された申請書等は、返却しない。

（5）提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

（6）申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。

- (7) 入札参加者は、この公告文書及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (8) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、その他関係規定を承知のうえ入札すること。
- (10) その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令、規則等関係法令の定めによること。

18. 書類提出先、問い合わせ先

久留米市 都市建設部 設備課 (久留米市庁舎 11 階)

〒830-8520

福岡県久留米市城南町15番地3

電話 0942-30-9233

FAX 0942-30-9707

E-MAIL setsubi@city.kurume.fukuoka.jp

- ※ 設備課での書類等の取得、問い合わせは、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9:00から17:00までとする。